

○筑波大学50年史編纂委員会規程

〔平成28年3月24日〕
法人規程第33号
改正 令和3年法人規程第31号
令和4年法人規程第5号

筑波大学50年史編纂委員会規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織として設置する筑波大学50年史編纂委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 委員会は、筑波大学50年史（以下「50年史」という。）の編纂に当たり、次に掲げる業務を行う。

- (1) 50年史の編纂に係る基本方針に関すること。
- (2) 50年史に係る資料の調査方針に関すること。
- (3) その他50年史の編纂に係る重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 副学長
- (2) 附属図書館長
- (3) アーカイブズの長
- (4) その他学長が指名する者 若干人

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員のうちから学長が指名する。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第5条 第3条第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の委員は、再任されることができる。

(委員以外の出席)

第6条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(50年史編纂室)

第7条 委員会に、次に掲げる50年史の編纂等に係る専門的な事項を行わせるため、50年史編纂室(以下「編纂室」という。)を置く。

- (1) 50年史の編纂に係る実務に関すること。
- (2) 50年史に必要な資料の調査に関すること。
- (3) 50年史の広報に関すること。
- (4) その他50年史の編纂に必要な事項

(組織)

第8条 編纂室は、次に掲げる室員で組織する。

- (1) 大学教員又は附属学校教員のうちから委員長が指名する者 若干人
- (2) 専ら編纂室の業務に従事することとされた研究職員 若干人
- (3) 筑波大学アーカイブズの組織及び運営等に関する規程(平成28年法人規程第31号)第4条第2項の規定に基づきアーカイブズに置かれる研究員及び調査員のうちから、室長の意見を聴いて委員長が指名する者 若干人
- (4) その他委員長が指名する者 若干人

(室長)

第9条 編纂室に室長を置き、前条第1号の室員のうちから委員長が指名する。

- 2 室長は、編纂室の業務を統括する。
- 3 室長に事故があるときは、あらかじめ室長の指名する室員がその職務を代行する。

(任期)

第10条 第8条第1号、第2号及び第4号の室員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、室員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の室員は、再任されることができる。

(事務)

第11条 委員会及び編纂室に関する事務は、広報局及び関係部局の協力を得て、総務部総務課が行う。

(雑則)

第12条 この法人規程に定めるもののほか、委員会及び編纂室の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この法人規程は、平成37年3月31日限り、その効力を失う。ただし、学長が必要と認める場合は、延長できるものとする。

附 則（令3. 4. 22 法人規程31号）
この法人規程は、令和3年4月22日から施行する。

附 則（令4. 3. 24 法人規程5号）
この法人規程は、令和4年4月1日から施行する。